

5 ひとり親家庭等の福祉

(1) 児童扶養手当

○助成の対象

次のいずれかに該当する児童（18歳到達日以後最初の3月31日までの間にあるか一定の障がいのある20歳未満の児童）を監護する母、又は当該児童を監護し、かつ生計を同じくする父、もしくは父母にかわってその児童を養育している人が対象です。

【支給要件】

- ・父母が婚姻を解消した
- ・父又は母が死亡、生死不明
- ・父又は母が重度の障がい者
- ・父又は母が引き続き1年以上遺棄している
- ・父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ・母が未婚
- ・その他生まれたときの事情が不明

○支給基準等

- ・基準額 令和5年4月現在

全部支給（月額）	一部支給（月額）
44,140円	44,130円～10,410円

- ・第2子の加算額

全部支給（月額）	一部支給（月額）
10,420円	10,410円～5,210円

- ・第3子以降の加算額

全部支給（月額）	一部支給（月額）
6,250円	6,240円～3,130円

- ・支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月（支給月の前月分までの分）
- ・支給日 各月の11日（土・日や祝祭日にあたる場合は、その直前の金融機関の営業日）
- ・所得制限 あり（受給者本人、配偶者又は生計を同じくする扶養義務者の所得によって一部又は全額支給停止になります。）

○支給申請手続

児童を監護している親等が申請を行う必要があります。必要書類がありますので、申請をされる前に子育て支援課へ相談してください。また、受給資格がなくなった場合、転出・転居した場合、口座を変更したい（受給者の口座のみ）場合や世帯の収入の状況が変わった場合等は、変更の手続が必要です。

【支給申請に必要な書類】

- ・申請者と対象児童の戸籍謄本
- ・個人番号（通知）カード（申請者と対象児童及び同居親族）
※ 通知カードの場合はあわせて申請者の本人確認書類が必要です。
- ・申請者名義の預貯金通帳
- ・印鑑
- ・年金手帳
- ・その他、支給要件発生事由により必要書類が異なりますので、ご相談ください。

○現況届

毎年8月に、児童の監護状況や所得状況等を確認するため提出していただきます。提出がない場合は、支給が保留されます。

○児童扶養手当受給者に対する優遇制度

- ※ 児童扶養手当が全部支給停止の方は利用できません。
- ・福祉定期預貯金
一般の定期預貯金より有利な利率で預け入れができる制度です。（詳細は各金融機関でご確認ください。）
- ・JR定期券の割引
通勤定期乗車券を購入する場合、3割引される制度です。（学割の定期券が購入できる場合は対象外です。）
- ・割引制度を利用するためには、事前に申請が必要です。詳しくはこども家庭課にお問い合わせください。

(2) ひとり親家庭等医療費等助成

ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費等の一部を助成しています。

◎ひとり親家庭等とは、児童を養育する父母等が次のいずれかに該当している家庭です。

- ・父母が婚姻を解消している
- ・父又は母が死亡、1年以上の生死不明・重度の障がい状態
- ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ・父又は母が配偶者から引き続き1年以上遺棄されている
- ・父又は母が裁判所からDV保護命令を受けている
- ・母が婚姻しないで産まれた児童を養育している
- ・父及び母がいない児童を養育する者

○対象者

富津市に住所があり、国民健康保険、社会保険など健康保険に加入している次の人が対象となります。（※ 所得制限があります。）

- ・18歳到達日以後最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいのある場合は 20歳未満）
- ・児童を養育するひとり親家庭の父又は母及び養育者（配偶者のある養育者は児童のみ対象）

○助成の範囲

・保険給付で医療に要した一部負担金から自己負担金（下表）を除いた額

世帯区分	ひとり親家庭等医療費等自己負担金	
	入院1日又は通院1回あたり	調剤
市町村民税所得割課税世帯	300円	0円
それ以外の世帯	0円	

※ 高額療養費・付加給付・他制度から給付がある場合は、その額も控除します。

また、領収書を紛失等し、明細の証明手数料を支払ったときは、証明手数料を医療費等助成金として支給します。ただし、1件につき200円を限度とします。

○助成の方法

①受給券を使う場合

こども家庭課でひとり親家庭等医療費等助成の申請を行い、受給券の交付を受けた後、医療機関等（千葉県内に限ります。）で健康保険証と受給券を提示することで、上記の自己負担金で保険診療を受けることができます。

②県外で受診した場合、受給券を使わなかった場合

受給券を使用せず、医療機関等の窓口で医療費を一旦支払った場合は、下記の申請に必要なものを持参し、こども家庭課、天羽行政センター又は峰上出張所で申請してください。後日、指定口座に助成金（対象医療費から自己負担金を引いたもの）を振り込みます。

【申請に必要なもの】

- ・ひとり親家庭等医療費等助成受給券
- ・領収書の原本（受診者名、診療点数、領収印のあるもの）
- ・対象者の健康保険証
- ・振込先口座のわかるもの（ひとり親家庭等の父母等の預貯金通帳等）
- ・高額療養費など他制度より給付を受けた場合は、それが証明できるもの
- ※ 申請期限は、医療費を支払った日の翌月の初日から2年間です。

○資格認定申請の手続き

助成を受けるには、受給資格の認定を受ける必要があります。申請書に下記書類を添付し、こども家庭課に申請してください。

- ア 健康保険証の写し（申請者と対象児童のもの）
- イ 附加給付等証明書（該当者のみ）
- ウ 個人番号（通知）カード（申請者と対象児童及び同居親族のもの）
- エ 戸籍謄本
- オ 父母や扶養義務者の所得に関する証明書
- カ 養育費に関する申告書（該当者のみ）
- キ 障害の状態を証明する申告書（該当者のみ）
- ク 裁判所からDV保護命令が発せられたことを証明する書類（該当者のみ）

※ 児童扶養手当証書をお持ちの方は、窓口で証書をご提示いただくとエ〜クは省略することができます。

※ 受給資格の有効期間は、申請をされた日以後10月31日までです。（毎年、更新申請手続きを行い、受給資格の認定を受ける必要があります。）ただし、

申請を行う年度内に児童が18歳に達する場合は、18歳に達した日以後最初に到来する3月31日が有効期限となります。

※ 受給資格に変更があった場合は変更届の提出が必要です。

(3) ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

ひとり親家庭等の母又は父の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担軽減のため、その修業期間について、高等職業訓練促進給付金等が支給されます。なお、申請前に事前相談が必要です。

○対象者

本市の住民基本台帳に記録されている母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件をすべて満たす者。

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又はそれと同等の所得水準にあること
- ・養成機関において6月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であること
- ・過去に本事業による訓練促進給付金を受給していないこと

○支給額・期間

- ・高等職業訓練促進給付金
【支給額】月額100,000円（住民税非課税世帯）
月額 70,500円（住民税課税世帯）
【支給期間】修業期間のうち3年を限度とし、申請のあった月から支給
- ・高等職業訓練修了支援給付金
【支給額】50,000円（住民税非課税世帯）
25,000円（住民税課税世帯）
【支給期間】修了後に支給

○対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 など

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭（配偶者のない女性と20歳未満の児童で構成される世帯）の母や父子家庭（配偶者のない男性と20歳未満の児童で構成される世帯）の父、寡婦（配偶者のない女性でかつて母子家庭の母であった方）の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進することを目的に、生活資金、修学資金、就学支度資金等を無利子（一部有利子（1.0%））で融資する制度です。

- ・申請方法 担当係へご連絡ください。
- ・担当係 こども家庭課 家庭相談係 ☎ 0439-80-1221